

三保松原景観改善技術フォローアップ会議 技術検討ワーキング部会設置要綱

(名称)

第1条 本会は「三保松原景観改善技術フォローアップ会議 技術検討ワーキング部会」(以下「ワーキング部会」という。)と称する。

(検討事項)

第2条 ワーキング部会は、清水海岸三保松原付近の景観改善と海岸保全の両立のために対策に関し、「三保松原景観改善技術フォローアップ会議」(以下「フォローアップ会議」という。)に必要な次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) モニタリング計画の立案に関すること
- (2) L型突堤の設計・施工段階における技術的な課題に関すること
- (3) 養浜の実施方法に関すること
- (4) モニタリング結果の現状評価手法に関すること
- (5) 対策の順応的な見直しに関すること
- (6) その他フォローアップ会議での検討に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 ワーキング部会は、別表に掲げる委員により構成する。

(部会長)

第4条 ワーキング部会には、委員の互選により部会長を置く。

- 2 部会長はワーキング部会を代表し、会務を総括する。
- 3 部会長に事故等がある場合は、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 4 部会長は必要に応じ、ワーキング部会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(運営)

第5条 ワーキング部会は、部会長が必要と認めるとき、若しくは委員から要請があった場合に開催する。

- 2 ワーキング部会は原則公開で行うこととする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合や、特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合には、部会長はワーキング部会を非公開にできる。

(事務局)

第6条 ワーキング部会の事務局は、静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキング部会の運営に関し必要な事項は、部会長がワーキング部会に諮り定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。

別表

三保松原景観改善技術フォローアップ会議
技術検討ワーキング部会 委員名簿

| 氏名 | 所属・役職 | 分野 |
|-------------------|---------------------|----------|
| うだ たかあき 宇多 高明 | 日本大学客員教授 | 学識（海岸） |
| おかだ ともひで 岡田 智秀 | 日本大学理工学部教授 | 学識（海岸景観） |
| さとう しんじ 佐藤 慎司 | 東京大学工学系研究科社会基盤学専攻教授 | 学識（海岸） |
| しのはら おさむ 篠原 修 | 東京大学名誉教授 | 学識（景観） |

（敬称略、五十音順）